

五泉市さくらんど会館喫茶室の運営に関する
出店者選定公募型プロポーザル審査基準

1. 本基準の目的

この基準は、五泉市さくらんど会館喫茶室の運営に関する出店者選定に係る提案のうち、最も優秀なものを決定するための審査に必要な事項を定める。

2. 出店者選定方法

採点評価は「五泉市さくらんど会館喫茶室の運営に関する出店者選定公募型プロポーザル実施要綱」に定める「五泉市さくらんど会館喫茶室の運営に関する出店者提案審査委員会」において行う。提案参加事業者のうち、企画提案書及びプレゼン等の内容について100点満点で採点を行い、点数の最も高い者を出店者として選定する。

なお、提案参加事業者が1者のみとなった場合は、100点満点中60点以上で出店者として選定する。

3. 評価方法

評価項目の採点は、次の各項目のと通りの5段階評価とする。

A	… 非常に優れた水準の提案の場合	配点の100%
B	… 優れた水準の提案の場合	80%
C	… 市が想定できる水準の提案の場合	60%
D	… 低い水準の提案の場合	40%
E	… 非常に低い水準の提案の場合	20%

評価点は、各審査委員の評価の平均を算出し、小数点以下の端数がある時は、小数点以下第2位を四捨五入した値を点数とする。

4. 順位決定方法

点数の最も高い順に順位を決定する。なお、同点の場合は、くじにより順位を決定する。